

福祉生活病院常任委員会資料

(令和8年4月21日)

【件名】

- 保育所等の職員数等に関する調査及び地域限定保育士制度に係る国の認定状況等について (子育て王国課) . . . 2
- 児童虐待事案に係る個別検証について (家庭支援課) . . . 4

子ども家庭部

保育所等の職員数等に関する調査及び地域限定保育士制度に係る国の認定状況等について

令和8年4月21日
子育て王国課

県内における保育所等の職員数等に関する調査を実施し、その結果を取りまとめましたので報告します。あわせて、令和8年度から実施を予定している地域限定保育士制度に係る国の認定状況について報告します。

1 調査の概要

調査対象：県内の保育所等（保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、届出保育施設）、市町村（＝放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業の実施主体）

調査時点：令和8年3月1日

調査内容：職種別の配置職員数、配置基準に係る弾力化の実施状況、子育て支援員の配置状況など

2 保育所等における職員数の状況

県内の保育所等（休止中を除く全276施設）に配置されている職員数の状況は以下のとおり。

（単位：人）

	保育士	幼稚園教諭	保育教諭	その他	合計
正規職員	1,021 (1,021)	96 (111)	1,409 (1,386)	810 (830)	3,336 (3,348)
非正規職員	1,054 (1,000)	76 (60)	782 (814)	996 (1,027)	2,908 (2,901)
合計	2,075 (2,021)	172 (171)	2,191 (2,200)	1,806 (1,857)	6,244 (6,249)

※括弧書は前回調査時（R7.3.1時点）の人数

※「保育教諭」とは、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を所持している者をいう。

※「その他」には、園長、看護師、調理師、子育て支援員、事務職員等を含む。

3 保育士等の配置基準の弾力化に係る特例措置の実施状況

(1) 制度内容

国が平成28年4月に待機児童解消のための緊急的・時限的な対応として打ち出した特例で、本県においても、鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例（以下「条例」という。）により、以下の場面における子育て支援員及び常勤で1年以上の従事経験者（以下「子育て支援員等」という。）や資格者を、保育士及び保育教諭（以下「保育士等」という。）とみなして弾力的に運用することを認めている。（適用期間：令和12年3月末まで）

① 朝夕など園児が少ない時間帯における特例

⇒朝夕など児童が少数になる時間帯において、保育士等に代えて子育て支援員等を置くことが可能。

② 幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例

⇒幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の免許状保有者を保育士としてみなすことが可能。

③ 8時間以上開所する保育所等における職員配置の特例

⇒8時間を超えた保育所等開所により、認可時の配置基準を上回って配置が必要となる保育士等について、保育士等に代えて子育て支援員等を置くことが可能。

※上記②、③でみなすことができるのは必要な保育士数の1/3まで。また、保健師等（保健師、看護師、准看護師）を保育士等とみなすことができる職員配置の特例も適用・運用している。

(2) 実施状況

県内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所（休止中を除く全214施設）のうち、111施設で保育士等の配置基準に係る弾力化を実施しており、子育て支援員209人を含めた344人が保育士等とみなされて保育に従事している。

	R7	R6	R5	R4
実施施設数	111 施設	116 施設	119 施設	118 施設
弾力化実施施設における保育士以外の配置人数	344 人	296 人	353 人	314 人
子育て支援員	209 人	211 人	222 人	224 人
常勤で1年以上の従事経験者	45 人	17 人	48 人	24 人
幼稚園教諭免許状保有者	14 人	8 人	16 人	21 人
小学校教諭免許状保有者	7 人	6 人	14 人	7 人
養護教諭免許状保有者	4 人	3 人	2 人	3 人
保健師、看護師又は准看護師	65 人	51 人	51 人	35 人

<市町村や実施施設からいただいた声>

- ・朝夕の保育士数が少ない時間帯に弾力化を活用し、コアタイムの保育士の確保に繋がっている。
- ・特例制度を知らない教諭免許保有者もいるので、継続的な制度の周知が必要である。
- ・保育提供体制の充実や保育士の負担軽減に資する制度であるため、特例適用期間の延長を希望する。
- ・定期的な研修を行う等、みなし保育士の質の向上も必要と感じる。

4 子育て支援員の配置状況

(1) 配置状況

335 人の子育て支援員が、県内で保育や子育て支援分野の各事業に従事している。
(単位：人)

施設区分	R7	R6	R5	R4
保育所・認定こども園・地域型保育事業所	228	227	226	246
放課後児童クラブ	55	56	43	30
ファミリー・サポート・センター	4	14	15	4
一時預かり事業	12	3	6	3
地域子育て支援拠点事業	33	22	21	24
利用者支援事業 等	3	2	1	2
合計	335	324	312	309

※保育所・認定こども園・地域型保育事業所で勤務する 228 人の子育て支援員のうち、209 人が配置基準の弾力化により保育士等とみなされて業務に従事している。

5 地域限定保育士制度に係る国の認定状況等について

(1) 国の認定

地域限定保育士制度を実施するには、都道府県知事が、内閣総理大臣に対し、試験の実施方法や区域内において保育士が不足する恐れが大きいこと等を証する書類を提出し、国の認定を受ける必要がある。鳥取県では令和8年3月に認定申請をしており、4月下旬に認定される見込みとなっている。

(2) 今後のスケジュール

令和8年4月下旬	国の認定(見込み)
7月頃	地域限定保育士試験 募集開始
10月24、25日	地域限定保育士試験 筆記試験 ※令和8年度保育士試験の後期筆記試験と同一問題
11月下旬	筆記試験 合格発表
12月5日～9日	実技講習会 ※座学4日間、施設見学1日間
令和9年1月頃	修了認定・合格通知

児童虐待事案に係る個別検証について

令和8年4月21日
家庭支援課

鳥取県児童福祉審議会支援検証部会に設置した「身体的虐待事案に関する個別検証を行う支援検証部会」で検証していた児童虐待事案に関する検証報告書がまとまりましたので、その概要を報告します。

1 検証の目的

児童相談所等の相談対応力向上を図るため、令和6年度に県内で発生した児童虐待事案(2事例)を選定し、児童虐待事案への対応に関する課題を整理し、再発防止策の検討と児童虐待の防止や予防に向けた提言を行うことを目的として、児童福祉審議会の枠組みを活用し、個別検証を実施した。

2 検証対象とした事案の概要

(1) 事例1

- ・0歳5か月の乳児(以下、「第2子」という。)に骨折等があり、医療機関から虐待通告を受理した児童相談所が調査した結果、母親が第2子に対して暴力(腕を強く握るなど)を振るったことを認めた。
- ・この世帯の第一子が0歳3カ月であった令和4年5月当時、第1子に原因不明の骨折等があり、身体的虐待疑い事案として、児童相談所が支援(児童福祉司指導)していたが、怪我の再発等もなく、順調に子育てがなされていると判断し、支援を終結(令和6年3月)した約2か月半後に、第2子に対する虐待が発生した。

(2) 事例2

- ・0歳1カ月の乳児が自宅で異常な呼吸をしていることに父親が気づき、医療機関を受診した結果、頭部に外傷が認められ、医療機関から虐待通告を受理した児童相談所が調査した結果、父親が暴力(頭を掴んで激しく揺さぶる)を振るったことを認めた。
- ・この世帯には、虐待発生以前に、支援機関(市や児童相談所等)の関与は全くなかった。

3 これまでの検証の主な経過

- ・令和7年5月27日に第1回検証会議(部会長:水野委員)を開催し、以後、計6回の検証会議を開催。
- ・第1回検証会議で、それぞれの事案の検証にあたっての論点整理を行い、以後、事例1及び事例2の検証を実施し、両事案への対応における課題等を中心に議論を行い、検証報告書を取りまとめた。

<検証委員>

検証委員	所属
平井 淳子	鳥取大学医学部附属病院総合周産期母子医療センター、鳥取県助産師会理事
森田 明美	鳥取県子ども家庭育み協会理事
水野 壮一	鳥取県児童福祉入所施設協議会副会長 ※部会長
大麻 美紀	鳥取市子ども家庭センター統括支援員(臨時委員)
藤原 映久	島根県立大学人間文化学部保育教育学科教授(臨時委員)

<検証会議開催状況>

	日時	概要
第1回	令和7年5月27日(火) 13時~16時	検証にあたっての論点整理
第2回	令和7年7月29日(火) 9時~12時30分	事例1の検証
第3回	令和7年8月29日(金) 14時30分~17時	事例1の検証
第4回	令和7年10月6日(月) 14時~16時30分	事例1の検証、課題点整理
第5回	令和7年11月7日(金) 16時~18時	事例2の検証、課題点整理
第6回	令和7年12月23日(火) 14時30分~17時	事例2の検証、提言内容の議論

4 検証対象事案における主な課題点

(1) 事例1

- ・子と親の愛着関係や親の子育てスキル等に関するアセスメントが不十分であった。
- ・児童福祉司指導の内容(親族の同居)が実現可能性のある内容になっていなかった。
- ・新たな支援機関となった保育所との情報共有が不十分であった。
- ・世帯の環境変化(第2子の妊娠・出産)があった時点のアセスメントができていなかった。
- ・子どもの安全確認に軸足を置いた支援に終始し、子育て支援の観点での支援策の検討が不足していた。
- ・児相と市は、協働して支援にあたるための支援方針を協議し、その共通理解を図ることが必要。
- ・自ら悩みやSOSを発信することができない保護者を把握するためには、支援者側が得る情報を丁寧に整理し、関係機関がその情報共有を行い、複数の視点で評価し、支援のあり方を検討することが重要。
- ・児相が作成する児童記録票について、支援方針検討に当たってのアセスメント内容や組織としての決定事項に係る検討経過等に関する記載が不十分。

(2) 事例2

- ・父親は生活上のストレスが重なっていたこともあるが、子育てに関する育児手技等に関する知識が浅かった結果、子どもに重大な外傷を負わせることになった。
- ・子育て等に心配な傾向が見受けられる世帯に対しては、子どもや保護者を取り巻く関係機関がアプローチをすることで、虐待を未然に防止する等の対応を取ることが可能であるが、全く心配な傾向が見られない世帯においても、当該事例のように重大な結果が生じる場合があることも念頭に置き、虐待予防にも通じる子育て支援策の充実を図ることが必要。

5 提言内容

(1) 事例1

○アセスメントに関することについて

- ・アセスメントによって得た情報をもとに、適切な分析と評価を繰り返し、仮説を立て、支援を実行するといった児童相談所援助活動の基本の重要性を改めて認識し、堅実に実行することが必要。
- ・自らSOSを出せない保護者も多いという現実を意識し、保護者の成育歴やパーソナリティに関する情報を得て、その情報を丁寧に分析・評価することが重要。
- ・アセスメントに必要な情報とは何か、その情報を収集する手法（直接、当事者や関係機関から得る必要があるか）、アセスメントの再評価の時期等、児童相談所や市町村が共通認識を図ることができる指標を設けることや、児童相談所や市町村だけではなく、保育所、学校、病院などの関係機関と一緒にアセスメントを実施する場面を増やすことも検討されたい。
- ・児童相談所や市町村のアセスメント内容等に対して、定期的にスーパーバイズを行う者を確保しておくことも、児童相談所や市町村の体制強化には有効。

○児童相談所と市町村の連携・協働について

- ・児童相談所と市町村は、互いの役割分担を認識しつつ、1つの相談事例に対して、協働して支援にあたる関係性を構築することが必要。
- ・市町村の組織体制は、市町村の規模により異なるため、児童相談所は、市町村の実情に応じた市町村支援を実施することが必要。

○子育ての孤立を防ぐための保護者（特に父親）へのアプローチについて

- ・支援対象世帯の保護者が夫婦の場合、母親とやり取りすることが多い現実があるが、父親に対してもアプローチし、育児への関与状況や育児に関する思い・考え等も丁寧に聞き取り、世帯全体の育児の状況を把握し、支援方針に反映することを検討されたい。

○児童相談所における児童記録の記載について

- ・適切な児童記録の記載がアセスメント力の向上にも繋がることを認識し、児童記録の適切な記載について、県内児童相談所の共通の課題として、児童記録記載要領等の作成に取り組まされたい。

(2) 事例2

○子育て当事者の悩みや孤立を防ぐ取組と機運醸成

- ・子育て中の保護者は家族関係や育児の過程でストレスや孤独感を感じることを当然あるということを念頭に置いた支援が必要。
- ・核家族化や地域の繋がり希薄化が進む現代においては、子育て当事者が抱える孤独感や育児における不安等を直接共有したり、育児に関する助言を受けることができる場を地域に用意することや、子育てを家庭だけでなく地域全体で支えていく雰囲気や日頃から共有されていることが、虐待の未然防止に繋がるものと思われる。

○虐待予防に繋がる子育て支援策の広報・啓発

- ・父親が子育てに関する手技等に関する知識が浅かったことで虐待につながった事例であるが、例えば妊娠期などにおいて、乳幼児の育児手技や発達段階ごとの特徴などについて父親が学ぶ機会があれば、たとえストレス負荷がある状況であっても、虐待に繋がるこうした行動に及ぶ前に踏みとどまることが出来る可能性もあったと考えられる。
- ・また、母親は妊娠中から産後にかけて女性ホルモンの急激な変化が起こることや父親も慣れない育児による不安やストレスがあることにより、母親父親ともに心身の不調が生じることがあり、心身の不調が続けば、産後うつ発症リスクも高まる。
そのため、妊娠・出産を迎えるパートナーが共に、パートナー間で望まれる配慮やサポートについて学ぶ機会があれば、子育て中の困りごとが出現した時に、ひとり（又はふたり）で抱え込むことなく、他者に支援を求めるなどの行動につながる可能性がある。
- ・「共育て」や男性育休の取得が普及しつつあるからこそ、「子育て当事者」として父親が有すべき育児手技について、関係機関が父親に直接啓発する機会を増やすことを検討されたい。
- ・妊娠期以降の子育て世帯に対しては、市町村や関係機関によるパパママ教室、産後ケア、乳児家庭新生児全戸訪問事業、一時預かりなどの事業が実施されているが、こうした支援策は、保護者の育児手技の向上や子育て時のストレスコントロール、支援者による心配な世帯の兆候の発見等に資するものと考えられるため、市町村の実状に応じ、父親も含め、より幅広い世帯への周知やアプローチを強化し、活用してもらおうための取組を検討されたい。